

(7) 荒川区立図書館条例

昭和 25 年 11 月 8 日条例第 17 号
最終改正:令和 2 年 7 月 17 日条例第 22 号

(設置)

第 1 条 荒川区に図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、荒川区立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称

位置

荒川区立中央図書館

東京都荒川区荒川二丁目 50 番 1 号

荒川区立南千住図書館

東京都荒川区南千住六丁目 63 番 1 号

荒川区立尾久図書館

東京都荒川区東尾久八丁目 45 番 4 号

荒川区立町屋図書館

東京都荒川区町屋五丁目 11 番 18 号

荒川区立日暮里図書館

東京都荒川区東日暮里六丁目 38 番 4 号

(委任)

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、荒川区教育委員会が定める。

附則(略)

(8) 荒川区立ゆいの森あらかわ条例

平成 28 年 7 月 15 日 条例第 15 号

(設置)

第1条 学びや体験の場の提供を通じて、あらゆる世代の区民の交流を促進するとともに、豊かな知識を育むことを支援し、もってそれぞれの課題の解決並びに地域の文化及びコミュニティの醸成に寄与することを目的として、荒川区立ゆいの森あらかわ(以下「ゆいの森」という。)を東京都荒川区荒川二丁目50番1号に設置する。

(機能)

第2条 ゆいの森は、次に掲げる機能を有し、これらを融合させ、施設全体を総合的かつ有機的に運営するものとする。

- (1) 中央図書館
- (2) 吉村昭記念文学館
- (3) ゆいの森子どもひろば

(事業)

第3条 ゆいの森は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 読書活動の推進に関する事業
- (2) 吉村昭の功績の顕彰及びその作品等を通じた文学に親しむ場の提供に関する事業
- (3) 親子の交流の場の提供に関する事業
- (4) 子育てに関する情報の提供に関する事業
- (5) 子育ての支援に資する人材の育成に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(観覧料)

第4条 ゆいの森の常設展示の観覧料は、無料とする。

2 ゆいの森の特別展示の観覧料は、1,000円を超えない範囲で区長が定める額とする。

3 ゆいの森の特別展示を観覧しようとする者は、前項の規定による観覧料を前納しなければならない。

(特別観覧の承認等)

第5条 ゆいの森に保管され、又は展示されている資料(以下「資料」という。)について学術研究等のための撮影を目的とした観覧(以下「特別観覧」という。)をしようとする者は、あらかじめ荒川区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認をするに際して、管理上必要な条件を付けることができる。

3 区長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ゆいの森の施設、附属設備又は資料を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) ゆいの森の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に特別観覧を不相当と認めるとき。

(特別観覧料)

第6条 ゆいの森の特別観覧料は、資料1点1回につき、2,000円を超えない範囲で区長が定める額とする。

2 前条第1項の承認を受けた者は、前項の規定による特別観覧料を前納しなければならない。

(特別観覧の承認の取消し等)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特別観覧の承認を取り消し、又は特別観覧を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第5条第1項の目的又は同条第2項の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 区長の指示に従わなかったとき。
- (4) 災害その他の事故により特別観覧ができなくなったとき。
- (5) 工事その他の都合により区長が特に必要と認めたとき。

(観覧料等の減免)

第8条 区長は、特別の理由があると認めたときは、第4条第2項の観覧料又は第6条第1項の特別観覧料(以下「観覧料等」という。)を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第9条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車場)

第10条 ゆいの森に駐車場を設ける。

2 前項の駐車場の使用料は、次の表の左欄に掲げる使用時間の部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区分	使用料(1台につき)
30分以内の使用の部分	無料
30分を超える使用の部分	30分までごとに200円

3 第1項の駐車場を使用しようとする者は、前項の規定による使用料を納付しなければならない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(損害賠償の義務)

第11条 ゆいの森の施設、附属設備又は資料に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(荒川区立図書館条例の一部改正)

2 荒川区立図書館条例(昭和25年荒川区条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(9) 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例

令和5年3月22日条例第4号

我がまち荒川区は、温かみのある下町らしい文化を受け継ぎ、古くからの歴史及び伝統を随所に残しつつ、新しさを幾重にも織り込んだ文化を形成し、発展してきた。

そうした中で、先人の知恵を学び、発展させ、次世代へ継承していくため、絵本の普及啓発、あらゆる世代を対象とした蔵書の充実、中央図書館の開館、学校図書館の整備等、様々な取組を展開してきた。その後、こうした取組及び精神を未来につなげていくために、「読書を楽しむまち・あらかわ」宣言を行った。

この「読書を楽しむまち・あらかわ」宣言を踏まえ、誰もが読書を楽しむとともに多世代が交流することができる図書館づくり、本に親しむきっかけとなる事業の充実等、読書活動に関する取組を進め、これにより、読書の意義及び重要性について、区民等の関心及び理解が着実に深まりつつある。

荒川区は、今後、これらの取組について更に発展及び充実をさせ、「読書を楽しむまち・あらかわ」宣言の理念をより一層深めるとともに、区民等及び事業者の読書活動に関する取組を促進し、地域が一体となって、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、読書活動について基本理念を定め、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、読書活動に関する取組の基本的な事項を定めることにより、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進し、幸福を実感することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は幼稚園、保育所等若しくは学校等に在籍する者をいう。
- (2) 事業者 区内において事業活動を行う全てのものをいう。
- (3) 幼稚園、保育所等 区内の幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)、保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)その他これらに類する施設等をいう。
- (4) 学校等 区内の学校(学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)をいう。)、専修学校(同法第124条に規定する専修学校をいう。)、各種学校(同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)その他これらに類する施設をいう。
- (5) 読書活動 読書、読書の支援その他読書に関するあらゆる活動をいう。

(基本理念)

第3条 読書活動は、読書が豊かな心を育むとともに、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、人生を充実させる上で大切な役割を担うものであることに鑑み、地域が一体となって、誰もが読書に親しみ、学び、心豊かに暮らすことのできるまちを目指し、読書活動を推進するものとする。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念にのっとり、区民等が様々な機会において身近な場所で読書に親しむことができる環境の整備その他の区民等及び事業者の読書活動に資する施策を実施するものとする。

2 区は、前項の施策の実施に当たっては、区民等及び事業者と連携するとともに、区民等及び事業者の相互の連携を促進するものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流するよう努めるものとする。

2 区民等は、家庭において、本との出会いを大切にし、読書に親しみ、読書活動を通じて家族との一層のコミュニケーションを図り、読書の楽しさを共有するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その従業者、その事業の利用者等が日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流することができるよう、その事業の特性に応じて、

その従業者、その事業の利用者等の読書活動の質の向上及び読書に親しむことができる環境の充実に努めるものとする。

- 2 事業者は、区民等、他の事業者及び区と連携し、地域が一体となって読書活動に関する取組を推進することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(幼稚園、保育所等における取組)

第7条 幼稚園、保育所等の運営等をする者は、その運営等に係る幼稚園、保育所等において、子どもの個性及び発達段階に応じ、絵本の読み聞かせ等を通じて子どもが本に親しむきっかけを作り、子どもの想像力及び感性が豊かになるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 幼稚園、保育所等の運営等をする者は、その運営等に係る幼稚園、保育所等において、保護者等に対し、絵本の読み聞かせ等を通じた家庭における家族とのコミュニケーションの大切さ等について周知するよう努めるものとする。

(学校等における取組)

第8条 学校等の運営等をする者は、その運営等に係る学校等において、児童、生徒、学生等(以下「児童等」という。)の個性及び発達段階に応じ、児童等が日常生活及びその授業等の中で読書活動に取り組むきっかけを作り、児童等が読書活動に取り組む意欲を高めることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 学校等の運営等をする者は、その運営等に係る学校等の教育活動において、児童等が主体的な読書活動を行い、豊かな心を育み、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、生きる力及び人生を切り^{ひら}拓いていく力を身に付けることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(荒川区立図書館等における取組)

第9条 区は、荒川区立図書館(荒川区立図書館条例(昭和25年荒川区条例第17号)第1条に規定する荒川区立図書館をいう。以下同じ。))において、区民等が生涯にわたり読書活動に取り組むきっかけを作り、その読書活動の課題の解決を支援するため、図書その他の必要な資料の収集、読書に関わる人材の育成等を行うとともに、文化活動の拠点として、荒川区立図書館におけるサービスの充実を図り、多様な事業の展開に取り組むものとする。

- 2 事業者及び区は、地域において相互に連携し、荒川区立図書館その他の施設におけるそれぞれの読書活動に関する取組の質の向上及び読書に親しむことができる環境の充実に努めるものとする。

(障害等を有する区民等への支援)

第10条 区は、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害等の有無にかかわらず、全ての区民等が日常生活において等しく読書に親しむことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(読書活動推進月間)

第11条 区民等の間に広く読書活動についての関心及び理解を深めるとともに、区民等が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、読書活動推進月間を設ける。

- 2 読書活動推進月間は、11月とする。
- 3 区は、読書活動推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、荒川区教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(10) 荒川区立ゆいの森あらかわ条例施行規則

平成 29 年 3 月 24 日規則第 10 号
最終改正: 令和 4 年 1 月 14 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、荒川区立ゆいの森あらかわ条例(平成 28 年荒川区条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 荒川区立ゆいの森あらかわ(以下「ゆいの森」という。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
- (2) 前号に掲げるもののほか、毎月 2 日以内で区長が別に定める日

(開館時間)

第 3 条 ゆいの森の開館時間は、午前 9 時 00 分から午後 8 時 30 分までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(観覧券の交付)

第 4 条 条例第 4 条第 3 項の規定により特別展示の観覧をしようとする者は、観覧料(条例第 4 条第 2 項に規定する観覧料をいう。以下同じ。)を納付して、観覧券の交付を受けなければならない。ただし、条例第 8 条の規定により観覧料を免除された者については、この限りでない。

(特別観覧の申請)

- 第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定により特別観覧をしようとする者(次項において「申請者」という。))は、荒川区立ゆいの森あらかわ資料特別観覧申請書(別記第 1 号様式)により区長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、申請者は、特別観覧をしようとする資料(条例第 5 条第 1 項に規定する資料をいう。)が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に基づく著作権の保護期間内のものであるとき又は寄託されたものであるときは、それぞれ著作権者又は寄託者の承諾書を添えて区長に申請するものとする。ただし、著作権法その他の法令の規定により著作権者又は寄託者の承諾が不要な場合は、この限りでない。

(特別観覧の承認)

第 6 条 区長は、前条の規定による申請について特別観覧の承認をしたときは、特別観覧料(条例第 6 条第 1 項に規定する特別観覧料をいう。以下同じ。)の納付と引き換えに、荒川区立ゆいの森あらかわ資料特別観覧承認書(別記第 2 号様式)を交付するものとする。ただし、条例第 8 条の規定により特別観覧料を免除された者については、この限りでない。

(特別観覧料の額)

第 7 条 条例第 6 条第 1 項の規定により区長が定める特別観覧料の額は、別表に定めるとおりとする。

(観覧料等の免除)

第 8 条 条例第 8 条の規定により観覧料又は特別観覧料(以下「観覧料等」という。)を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区内の小学校の児童並びに中学校の生徒及びこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として特別展示の観覧をするとき。
- (2) 15 歳(中学生)以下の区民が特別展示の観覧をするとき。
- (3) 65 歳以上の区民が特別展示の観覧をするとき。
- (4) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添者が特別展示の観覧をするとき。
- (5) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者であつて、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳の交付を受けているもの又は東京都愛の手帳交付要綱(昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号東京都民生局長決定)第 5 条第 1 項の規定により愛の手帳の交付を受けている者及びその付添者が特別展示の観覧をするとき。
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保

健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添者が特別展示の観覧をするとき。

- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者及びその付添者が特別展示の観覧をするとき。
 - (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者及びその付添者が特別展示の観覧をするとき。
 - (9) 他の文学館等教育、学術又は文化に関する施設の職員が特別展示の観覧又は特別観覧をするとき。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により観覧料等の免除を受けようとする者は、同項第 2 号から第 9 号までの規定に該当する場合を除き、荒川区立ゆいの森あらかわ観覧料等免除申請書(別記第 3 号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の規定により観覧料等の免除を受けようとする者は、観覧料の免除を受けようとする場合にあっては、第 4 条の規定による観覧券の交付の際に、同項各号の規定のいずれかに該当することを証明することができるものを提示しなければならない。
 - 4 第 1 項の規定により観覧料等の免除を受けようとする者は、特別観覧料の免除を受けようとする場合にあっては、第 5 条の規定による特別観覧の申請の際に、同項第 6 号又は第 7 号の規定に該当することを証明することができるものを提示しなければならない。

(観覧料等の還付)

第 9 条 条例第 9 条ただし書の規定により観覧料等を還付することができる場合は、災害その他の事由により特別展示の観覧又は特別観覧ができなくなったときとし、還付する額は、それぞれ観覧料又は特別観覧料に相当する額とする。

- 2 前項の規定により観覧料等の還付を受けようとする者は、荒川区立ゆいの森あらかわ観覧料等還付申請書(別記第 4 号様式)に、観覧料の還付を受けようとする場合にあっては第 4 条の観覧券を、特別観覧料の還付を受けようとする場合にあっては第 6 条の承認書を添えて区長に提出しなければならない。

(文学館資料の貸出し等)

第 10 条 条例第 2 条第 2 号の吉村昭記念文学館の資料(以下「文学館資料」という。))は、他の文学館等教育、学術又は文化に関する施設に館外貸出しをすることができる。

- 2 前項の規定により文学館資料の館外貸出しを受けようとする者(以下この条において「申請者」という。))は、吉村昭記念文学館資料貸出申請書(別記第 5 号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、申請者は、館外貸出しを受けようとする文学館資料が著作権法に基づく著作権の保護期間内のものであるとき又は寄託されたものであるときは、それぞれ著作権者又は寄託者の承諾書を添えて区長に申請するものとする。ただし、著作権法その他の法令の規定により著作権者又は寄託者の承諾が不要な場合は、この限りでない。
- 4 区長は、第 2 項の規定による申請を承認したときは、吉村昭記念文学館資料貸出承認書(別記第 6 号様式)を申請者に交付するものとする。
- 5 区長は、前項の規定により文学館資料を貸し出す場合は、次に掲げる条件を申請者に付けることができる。
 - (1) 貸出しを受けた文学館資料(以下「貸出資料」という。))は、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
 - (2) 貸出資料の取扱いは、学芸員又はこれと同等の資格を有すると認められる者が行うこと。
 - (3) 次項に規定する貸出期間内において貸出資料の保管等のために要する費用は、全て申請者の負担とすること。
 - (4) 貸出資料は、貸出しの目的以外に利用しないこと。
 - (5) 貸出資料を展示する場合は、原則としてケース内に展示することとし、当該展示には、区が所蔵し、又は寄託を受けている旨その他の区が指示する事項を明示すること。
 - (6) 貸出資料を滅失し、又は毀損した場合は、その損害を賠償すること。
 - (7) 区において貸出資料を必要とする特別の事由が生じたときは、次項に規定する貸出期間内であっても区に貸出資料を返却することとし、これにより生じた申請者の損害については、区はその責めを負わないものとする。
 - (8) 前各号に掲げる条件に違反する行為があつた場合は、貸出しの承認を取り消す場合があること。
- 6 貸出資料の貸出期間は、貸出日から 30 日以内とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを延長することができる。

(駐車場の使用料の免除等)

第 11 条 条例第 10 条第 3 項の規定により駐車場の使用料を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が使用するとき。
 - (2) 児童福祉法第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者であつて、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳の交付を受けているもの又は東京都愛の手帳交付要綱第 5 条第 1 項の規定により愛の手帳の交付を受けている者が使用するとき。
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者が使用するとき。
 - (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者が使用するとき。
 - (6) 官公署が公益を目的として使用するとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により駐車場の使用料の免除を受けようとする者は、同項第 1 号から第 6 号までの規定のいずれかに該当する場合は、申出の際に、これらの規定のいずれかに該当することを証明することができるものを提示しなければならない。

(入館の制限)

第 12 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ゆいの森への入館を断り、又は退場させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがあると認められる者
- (2) 飲酒又は薬物の影響で管理上支障があると認められる者
- (3) ゆいの森内において、許可なく物品の販売その他の営業行為をすると認められる者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(委任)

第 13 条 条例及びこの規則に定めるもののほか、ゆいの森の管理及び運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則(略)

別表(第 7 条関係)

区分	特別観覧料(1点1回につき)	
学術研究を目的とする場合	撮影	200円
	ネガ等の提供	100円
その他の場合	撮影	2,000円
	ネガ等の提供	1,000円

備考

- 1 原稿、書簡及び写真は、1 枚を 1 点とする。
- 2 書籍等冊子状のものは、見開きを 1 点とする。
- 3 その他の資料は、各個を 1 点とする。

別記第 1 号以下(略)

(11) 荒川区立図書館館則

平成10年 4月15日教委規則第2号
最終改正: 令和4年1月14日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、荒川区立図書館条例(昭和25年 荒川区条例第17号。以下「条例」という。)に基づき、荒川区立図書館(以下「館」という。)の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中央図書館 条例第2条に規定する区立中央図書館をいう。
- (2) 地域館 条例第2条に規定する区立図書館(中央図書館を除く。)をいう。
- (3) 図書サービスステーション 荒川区立図書サービスステーション運営要綱(平成19年8月29日付け19荒教南図第250号)に規定する図書サービスステーションをいう。

(事業)

第2条 館は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書、地域及び行政資料、地図、新聞、雑誌等(以下「図書資料」という。)及びCD、カセットテープ、DVD、ビデオテープ等(以下「視聴覚資料」という。)の収集、整理及び保存
- (2) 図書資料及び視聴覚資料の館内利用及び館外貸出し
- (3) 視聴覚機材の館外貸出し
- (4) 資料案内及び資料相談
- (5) 視覚障害者に対するデージー図書、録音図書、点字図書等(以下「障害者サービス資料」という。)の館外貸出し並びに音訳、録音、点訳等奉仕事業の実施及び奉仕者の育成
- (6) 病気、身体に障害がある等の理由で来館が困難な利用者への図書資料、視聴覚資料及び障害者サービス資料(以下「図書館資料」という。)の宅配及び郵送
- (7) 図書資料及び障害者サービス資料の相互貸借
- (8) 読書会、講演会、映画会、お話し会等の開催
- (9) 学校その他関係機関との連携による図書資料及び視聴覚機材の活用
- (10) 前各号に掲げるもののほか、館の目的達成のため必要な事業

(開館時間)

第3条 館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

中央図書館	午前9時から午後8時30分まで
南千住図書館	1 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後7時30分まで 2 日曜日、臨時開館日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。) 午前9時から午後5時まで
地域館(南千住図書館を除く。)	1 火曜日から金曜日まで 午前9時から午後7時30分まで 2 土曜日、日曜日、臨時開館日及び祝日 午前9時から午後5時まで
図書サービスステーション	1 火曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後7時30分まで 2 土曜日、日曜日、臨時開館日及び祝日 午前9時30分から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、中央図書館の館長(以下「中央図書館長」という。)が特に必要と認めるときは、同項に定める開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第4条 館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は開館することができる。

中央図書館	1 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで 2 月に1日、中央図書館長が定める館内整理日及び必要な範囲内で中央図書館長が定める特別整理日 3 その他教育委員会が館の運営上特に認める日
地域館及び図書サービスステーション	1 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで 2 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、当該日の直後の休日でない日) 3 月に1日、中央図書館長が定める館内整理日及び必要な範囲内で中央図書館長が定める特別整理日 4 その他教育委員会が館の運営上特に認める日

(個人貸出し)

第5条 個人で図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、住所を確認できるものを提示してあらかじめ住所、氏名等を登録しなければならない。

2 中央図書館及び各地域館の館長(以下「館長」という。))は、前項の登録をした者に、各館共通の図書館利用カードを交付する。

3 中央図書館長は、継続して2年以上図書館資料の貸出しがない者について、その登録を抹消することができる。

4 病気、身体に障害がある等の理由で来館が困難な者への図書館資料の貸出しは、郵送又は宅配によることができる。

5 個人に貸し出すことができる図書館資料の数、貸出期間等については、中央図書館長が定める。

6 図書館利用カードの交付を受けた者は、登録した内容に変更があった場合は、速やかにその内容を届け出なければならない。

7 図書館利用カードの交付を受けた者は、図書館利用カードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(団体貸出し)

第6条 団体に図書館資料又は視聴覚教材の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ団体名、所在地等を登録しなければならない。

2 館長は、前項の登録をした団体に、各館共通の図書館利用カード又は視聴覚機材用の団体利用カードを交付する。

3 中央図書館長は、継続して2年以上図書館資料又は視聴覚機材の貸出しがない団体について、その登録を抹消することができる。

4 団体に貸し出すことができる図書館資料又は視聴覚機材の数、貸出期間等については、中央図書館長が定める。

5 中央図書館長は、図書館資料又は視聴覚機材の団体貸出しを受けた団体の代表者に対し、当該貸出しに係る図書館資料又は視聴覚機材の利用状況について報告を求めることができる。

(館内利用)

第7条 中央図書館の館内のインターネットサービス(館内に設置されているパソコンを使用する場合に限る。)、学習席等を利用する者は、座席管理システム(区の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と利用申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。))により利用登録を行うものとする。

2 地域図書館の館内のインターネットサービス、学習席等を利用する者は、図書館利用カードを提示し、又は住所、氏名等を届け出なければならない。

3 館内のインターネットサービス、学習席等の利用方法、利用時間帯等は、中央図書館長が定める。

(図書資料の複写)

第8条 館の利用者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内において、図書資料を複写することができる。

2 前項の規定にかかわらず、複写による破損等のおそれがある図書資料で館長が指定するものについては、これを複写することができないものとする。

3 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

(利用の制限等及び延滞への措置等)

第9条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、館の利用を制限し、若しくは退館させ、又は第5条第1項若しくは第6条第1項に定める登録を取り消すことができる。

- (1) 館の秩序を乱し、他の利用者の迷惑になる行為をする者
- (2) 図書館資料を重過失により紛失し、又は汚破損した者
- (3) 貸出手続を経ずに図書館資料を持ち出した者
- (4) 登録内容の変更届出を怠った者又は虚偽の内容を登録した者
- (5) 図書館利用カードを他人に貸与し、又は譲渡した者
- (6) その他館長が不適当と認める者

2 館長は、館において特に指定した図書館資料又は視聴覚機材について、その貸出しを制限することができる。

3 図書館資料又は視聴覚機材の貸出しを受けた者は、これを営利を目的として利用してはならないものとし、かつ、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 館長は、貸出しを受けた図書館資料又は視聴覚機材の返納を怠った者その他不適当と認めた者の貸出し、予約等を停止し、又は第5条第1項若しくは第6条第1項に定める登録を取り消すことができる。

5 館長は、前項の規定により登録を取り消した場合においては、第5条第2項若しくは第6条第2項に規定する図書館利用カード又は団体利用カードの返納を命ずるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、館長は、違法行為に対しては、法的措置について検討の上、対処するものとする。

(相互貸借)

第10条 図書資料及び障害者サービス資料の相互貸借に要する送料等の費用は、当該資料を館に申し込む利用者の負担又は貸出先の他の公立図書館等の負担とする。ただし、法令等により無料とされる場合、借受先の規程等により借受先の館の負担とされる場合、配本車又は協力車による場合及び第5条第4項の規定により貸出しを受ける者については、この限りではない。

2 相互貸借の運営、手続等については別に定める。

(損害賠償)

第11条 館の施設、図書館資料及び視聴覚機材等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が図書館資料又は視聴覚機材を紛失し、又は損傷したときは、同一又は相当の資料等をもって補填させることができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成10年5月1日から施行する。

2 東京都荒川区立図書館館則(昭和42年荒川区教育委員会規則第1号)は、廃止する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都荒川区立図書館館則(以下「改正前の館則」という。)に基づき交付を受けている個人利用証又は団体利用証は、それぞれ第5条、第6条の規定により定められたものとみなす。

4 この規則の施行の際、改正前の規則又は荒川区立図書館館則の規定に基づき個人貸出し又は団体貸出しを受けている資料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(略)

(12) 荒川区立図書館処務規程

平成 10 年 4 月 20 日教委訓令甲第 4 号
最終改正:平成 29 年 3 月 24 日教委訓令甲第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、荒川区立中央図書館(以下「中央図書館」という。))並びに荒川区立南千住図書館(以下「南千住図書館」という。)、荒川区立尾久図書館(以下「尾久図書館」という。)、荒川区立町屋図書館(以下「町屋図書館」という。))及び荒川区立日暮里図書館(以下「日暮里図書館」という。)(以下「地域館」という。))に関する事務を処理するために必要な事項を定める。

(職員)

第 2 条 中央図書館及び地域館に館長を置く。

2 前項のほか、地域館に地域館を総括する職員(以下「地域図書館課長」という。))を置く。

3 前 2 項のほか、中央図書館及び地域館に必要な職員を置くことができる。

第 3 条 前条第 1 項の館長及び第 2 項の地域図書館課長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 3 の規定により、次の表の左欄に掲げる職について、同表の右欄に掲げる職員をもって充てる。

中央図書館の館長	地域文化スポーツ部ゆいの森課長の職にある者
地域図書館課長	地域文化スポーツ部地域図書館課長の職にある者
南千住図書館の館長	地域文化スポーツ部地域図書館課(以下「地域図書館課」という。))南千住図書館長の職にある者
尾久図書館の館長	地域図書館課尾久図書館長の職にある者
町屋図書館の館長	地域図書館課町屋図書館長の職にある者
日暮里図書館の館長	地域図書館課日暮里図書館長の職にある者

2 前条第 3 項の規定により前項以外の職員を置く場合は、荒川区教育委員会(以下「教育委員会」という。))所属職員のうちから教育委員会が配属する。

(職員の職責)

第 4 条 中央図書館の館長(以下「中央図書館長」という。))は、教育委員会の命を受け中央図書館の館務及び地域館のサービス業務を総括し、中央図書館の職員を指揮監督する。

2 地域図書館課長は、教育委員会の命を受け、地域館の館務(前項に規定する中央図書館長の職責に係る部分を除く。))を総括し、地域館の職員を指揮監督する。

3 地域館の館長(以下「地域館長」という。))は、教育委員会の命を受けて、地域館の事務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(事務分掌)

第 5 条 中央図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の業務の総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 図書館の広報及び利用案内に関すること。
- (3) 資料の受入れに関すること。
- (4) 学校図書館その他関係機関との連携に関すること。
- (5) 中央図書館の資料の収集、保存及び除籍に関すること。
- (6) 中央図書館の資料の貸出し、予約、相互貸借等に関すること。
- (7) 中央図書館のレファレンスサービス、児童サービス、ティーンズサービス、障害者サービスその他のサービス(以下「利用者サービス」という。))に関すること。
- (8) 中央図書館で実施する事業及び同館と地域館との共同で実施する事業の企画に関すること。

(9) 中央図書館の施設の維持管理に関すること。

(10) その他地域館に属しないこと。

2 地域館の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 各地域館の資料の収集、保存及び除籍に関すること。

(2) 各地域館の資料の貸出し、予約、相互貸借等に関すること。

(3) 各地域館の利用者サービスに関すること。

(4) 各地域館で実施する事業の企画及び広報に関すること。

(5) 各地域館の施設の維持管理に関すること。

(決定対象事案)

第6条 中央図書館長の決定すべき事案は、次のとおりとする。

(1) 職名又は館名で文書を受理し、又は発送すること。

(2) 荒川区立図書館館則(平成10年荒川区教育委員会規則第2号。以下「館則」という。)又は荒川区立図書館資料取扱規程(昭和58年荒川区教育委員会訓令甲第2号。以下「資料取扱規程」という。)の規定により中央図書館長の権限とされている事務に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

2 地域図書館課長の決定すべき事案は、地域館全体の調整等が必要な事案とする。

3 地域館長の決定すべき事案は、次のとおりとする。

(1) 職名又は館名で文書を受理し、又は発送すること。

(2) 館則又は資料取扱規程の規定により地域館長の権限とされている事務に関すること。

(3) 前2号のほか軽易な事項に関すること。

(事案の決定の臨時代行)

第7条 前条の規定により中央図書館長、地域図書館課長又は地域館長の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合において中央図書館長又は地域図書館課長が出張又は休暇その他の理由により不在であるときは、中央図書館長、地域図書館課長又は地域館長があらかじめ指定する職員が決定するものとする。

(事業報告等)

第8条 中央図書館長は、毎月5日までに教育委員会に、地域館長は、毎月3日までに中央図書館長及び地域図書館課長に対して、前月分の事業の実績及び概要を報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項は、その都度、地域館長にあつては中央図書館長及び地域図書館課長に、中央図書館長にあつては教育委員会に報告しなければならない。

(準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、事案決定、文書の管理その他必要な事項については、教育委員会事務局に適用される規定を準用する。

附則(略)

(13) 荒川区立図書館資料取扱規程

昭和 58 年 1 月 28 日教委訓令甲第 2 号
最終改正:平成 29 年 3 月 24 日教委訓令甲第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、荒川区立図書館の図書館資料(以下「資料」という。)の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(資料)

第 2 条 この規程において資料とは、荒川区立図書館館則(平成 10 年荒川区教育委員会規則第2号)第2条第1号に定める図書資料及び視聴覚資料のうち、一般の利用に供することを目的としたものをいう。

(データ管理)

第 3 条 荒川区立中央図書館(以下「中央図書館」という。)の館長は、図書館コンピュータ・システム(以下「図書館システム」という。)により資料のデータを管理しなければならない。ただし、図書館システムにより管理できない資料は、目録を作成し管理するものとする。

(除籍)

第 4 条 中央図書館及び地域館(荒川区立図書館処務規程(平成 10 年荒川区教育委員会訓令甲第 4 号)第 1 条に規定する地域館をいう。以下同じ。)の館長は、次の各号のいずれかに該当する資料については、除籍することができるものとする。ただし、地域館の館長が資料の除籍を行う場合にあっては、中央図書館の館長と協議の上、これを行うものとする。

- (1) 保存年限を経過した逐次刊行物等
- (2) 毀損又は汚損が著しく、使用に耐えない資料
- (3) 重複本で館外貸出しの回数(以下「利用頻度」という。)が低くなった資料
- (4) 受入後 5 年を経過し、除籍をしようとする日の前 1 年間の利用頻度が低く、かつ、内容の価値が著しく低下した資料
- (5) 館外貸出しを行った日以降、2 度目の特別整理日まで返却されない資料
- (6) 館外貸出しを受けた者が、災害その他不可抗力の事由により返却することができなくなった資料
- (7) 紛失した資料

2 前項の規定にかかわらず、貴重な資料については、修理、再製本等を行い除籍しないものとする。

(特別整理等)

第 5 条 中央図書館及び地域館の館長は、資料の適正な管理及び質的向上を図るため、毎年特別整理を行う。

附則(略)

(14) 荒川区立図書館資料収集要綱

平成19年3月14日
18 荒教南図第538号
(教育長決定)
平成29年3月26日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、荒川区立図書館館則(平成10年荒川区教育委員会規則第2号。以下「館則」という。)第2条3号の規定に基づく図書資料及び視聴覚資料の収集(以下「収集」という。)に関し、その基本的な方針を定め、荒川区立図書館(以下「区立図書館」という。)における適切な資料の収集と充実を図ることを目的とする。

(収集する資料の範囲)

第2条 区立図書館で収集する資料の範囲は、図書、逐次刊行物、地域資料、行政資料、視聴覚資料、障がい者サービス用資料、電子資料、文書類、パンフレットその他時代の要求に合った多様な形態の資料とする。

(基本方針)

第3条 公立図書館の役割は、国民の等しく教育を受ける権利を保障し、社会教育の機会及び環境を醸成するために、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することであり、これを踏まえ区立図書館は、公立図書館の役割を果たし、地域の事情及び区民の希望に沿い、図書館資料を収集して、区民に提供するため、次に掲げる方針を基本として、収集を行うものとする。

- (1) 収集に当たっては、区民の区立図書館に対する期待と要求に沿って行うとともに、公共財としての資料価値を判断し、区民の潜在的な要求を掘り起こして知的好奇心を刺激し、新たな世界を発見するよう努める。
- (2) 収集に当たっては、社会経済情勢、制度の改廃、新しい技術、新しいテーマ、最新の流行等時代の変化に留意し、常に新鮮で魅力ある資料を選択するよう努める。
- (3) 収集は、合同選択会議等による協議を経て荒川区立中央図書館(以下「中央図書館」という。)の館長(以下「中央図書館長」という。)が決定する。
- (4) 収集に当たっては、あらゆる分野にわたって、生活実用目的から入門的、基本的なものから区民の調査研究に必要な専門的なものまで幅広くより多く収集し、区立図書館各館が全体で一つのシステムとして区全体の資料構成を図る。
- (5) 荒川区の歴史や地域に関する資料は、網羅的に収集する。
- (6) 区立図書館は、図書館の自由にに基づき、資料収集の自由を有する。
 - ア 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を公平に幅広く収集する。
 - イ 著者の思想的、宗教的又は党派的な立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - ウ 区立図書館職員の個人的な関心又は個人の好みによる資料選択は行わない。
 - エ 個人、組織又は団体からの圧力又は干渉によって資料収集の自由を放棄したり又は紛糾を恐れて自己規制したりはしない。
- (7) 次に掲げる内容の資料は収集しない。ただし、保存や専門機関の活用、協力借受等を含む提供について慎重に対処する。
 - ア 差別を助長するおそれのあるもの
 - イ 関係者の名誉、プライバシーその他の人権を侵害することが裁判により確定し又は客観的に明らかであるもの
 - ウ 刑法(明治40年法律第45号)第175条に規定するわいせつ物に該当することが裁判により確定し、又は該当するか否かについて係争中のもの
 - エ 児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノに該当することが裁判により確定し、又は該当するか否かについて係争中のもの
 - オ 東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和39年東京都条例第181号)第9条の指定図書類
 - カ 健康法や健康食品に関する資料のうち、健康増進法(平成14年法律第103号)第32条の2の誇大表示に該当し、又は薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に違反することが裁判により確定し、又は客観的に明らかなもの

- キ 著作者の公表権を侵害して作成され、これを公開することが著作者の意思に反するもの
- ク 学習参考書、受験問題集、資格試験問題集、ゲームブック等長期間個人で占有されるもの
- ケ その他中央図書館長が決定するもの

(8)前号の規定は、寄贈資料の受入れに当たっても適用する。

- 2 区立図書館は、前項の方針を、時代の変化に合わせて不断に改訂するよう努めるとともに、区民に公開して、広く区民からの意見及び協力を得るよう努める。

(一般図書)

第4条 一般図書の収集に当たっては、社会経済情勢、制度の改廃、地域活性化の課題、新しい技術、新しいテーマ、最新の流行等時代の変化とニーズに留意し、区民の知的欲求と学習意欲に応えるため、常に新鮮で魅力ある資料を収集する。

- 2 一般図書は、あらゆる分野にわたって、その時期話題になった作品、各界受賞作品、生活実用目的から入門的、基本的なものから区民の調査研究に必要な専門的なものまで、幅広くより多く収集するとともに、区民にさまざまな分野の図書を提供するために、区立図書館の各館で一定分野を分担して収集し、収集するタイトル数を増やすよう努めるものとする。

(児童図書)

第5条 児童図書の収集に当たっては、子どもの豊かな成長を育み、興味や知識欲に対応し、読書の喜び及び調べものの楽しさを得られるよう、様々な図書の収集に努める。

(中・高生向けの図書)

第6条 中・高生向けもしくは10代向けの図書の収集に当たっては、大人への入口世代の悩み及び関心を考慮し、読書の喜び及び知識欲を得られるよう、様々な図書の収集に努める。

(参考図書)

第7条 区民の調査研究に必要な辞典、事典、年鑑、年表、目録、書誌、白書、法令等を幅広く収集する。

(地域資料及び行政資料)

第8条 区民の「荒川を知る」ための調査研究を援助するため、区及び区内の個人団体の発行した資料並びに区の歴史、文化、民俗、地理等に関する資料を網羅的に収集するとともに、東京都又は周辺区の発行した資料及び江戸東京に関する資料を幅広く収集する。

(新聞)

第9条 日々の情報を得るために、主要全国紙を中心に、英字新聞、ハングル新聞、経済紙などを幅広く収集する。

(雑誌)

第10条 雑誌からは、図書には掲載できない速報性と多様性のある情報が得られるため、実用生活分野から専門的分野に至るまで、雑誌を幅広くより多く収集する。

(視聴覚資料)

第11条 情報メディアの多様化に対応して、視聴覚資料をできるだけ幅広く収集する。

(1)CDについては、区立図書館の各館において様々なジャンルを幅広く収集する。

(2)DVDについては、中央図書館及び荒川区立南千住図書館(以下「南千住図書館」という。)において、教養、学習、実用等目的のため、紙メディアだけではその分野を知る上で十分な情報提供にはならず、映像表現の方が優れているものを中心に著作権処理を済ませているものに限定して収集する。

(3)ビデオテープについては、南千住図書館において、前号の規定に基づき収集する。

(4)映画フィルムについては、南千住図書館において、教養、学習、実用及び児童向け作品を中心に収集する。

(障がい者サービス資料)

第12条 主に視覚に障がいのある利用者向けに、一般の墨字資料に代わり、点字本、録音図書、大活字本等を幅広く収集するとともに、必要に応じて障がい者サービス資料を区立図書館が自ら作成する。

(電子資料)

第13条 調査研究目的に、各種電子媒体による出版物、インターネット情報、データベース等を必要に応じて収集する。

(パンフレット等)

第14条 調査研究目的に、必要に応じて収集する。

(寄贈資料)

第15条 寄贈資料の受入れについては、前各条の規定を準用する。

(未所蔵資料へのリクエスト)

第16条 未所蔵資料のリクエストについては、この要綱の規定に沿う資料についてできる限り収集することとし、収集しない場合であっても、協力借受の活用、専門機関の紹介等によりできるだけの提供をおこなうよう努めるものとする。

2 前項の規定に係らず、次に掲げる内容の未所蔵資料へのリクエストについては、提供しないものとする。

(1) 第3条第7号に掲げるもの

(2) ポルノ、官能小説等

(3) ゲームブック

(4) ギャンブル本

(5) カルト本

(6) 新興宗教の教派出版物

(7) 授業で用いる翻訳本

(8) 視聴覚資料

(9) コミック

(10) その他区立図書館の資料として収集しないと判断するもの

(資料の更新、保存及び除籍)

第17条 区立図書館は、常に適正な資料構成を維持し、不断に除架や更新を行うことにより、魅力ある新鮮な資料に発展させるよう努める。

2 区立図書館は、将来の利用に備えるため、資料価値が高い資料、区内で最後の1冊の資料、品切れ、絶版等により入手不可能な資料、絵本等の複本、研究目的で開架扱いが相応しくないもの等の資料を保存庫で保存する。

3 新聞及び雑誌については、区間の相互協力保存の一環を荒川区としても担い、貴重な資料を共同保存する。

4 区立図書館は、荒川区立図書館資料取扱規程(昭和58年教委訓令甲第2号)第4条の規定に基づく除籍を不断に行うことにより、適正な資料構成に努めるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、収集に関して必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附則(略)

(15) 荒川区立図書館図書サービスステーション運営要綱

平成19年8月29日決定
19荒教南図第250号
(教育長決定)
平成21年9月15日一部改正
令和3年3月31日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、荒川区立図書館図書サービスステーション(以下「図書サービスステーション」という。)の運営に関し、荒川区立図書館館則(平成10年荒川区教育委員会規則第2号。以下「館則」という)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 荒川区立図書館の事業を行うため、別表のとおり図書サービスステーションを設置する。

(事業)

第3条 図書サービスステーションは、館則第2条の規定に基づく荒川区立図書館の事業のうち、次の事業を行う。

- (1) 図書資料の館内利用及び館外貸出し
- (2) 視聴覚資料の館外貸出し
- (3) 図書資料の収集、整理及び保存
- (4) 資料案内及び資料相談
- (5) 前各号のほか、館の目的達成のため必要な事業

(開館時間)

第4条 図書サービスステーションの開館時間は、館則第3条の規定に基づく時間とする。

(休館日)

第5条 図書サービスステーションの休館日は、館則第4条の規定に基づく日とする。

(運営管理)

第6条 図書サービスステーションの運営管理は、別表に掲げる図書サービスステーションの区分ごとに、同表に定める荒川区立図書館の長が行う。

(委任)

第7条 この要綱を定めるもののほか、必要な事項は、地域図書館課長が定める。

附則(略)

別表(第2条関係)

名称	位置	運営管理を行う者
荒川区立南千住図書館 汐入図書サービスステーション (略称)汐入図書サービスステーション	荒川区南千住八丁目12番 5-114号 べるぽーと汐入東館1F	荒川区立南千住図書館長
荒川区立日暮里図書館 冠新道図書サービスステーション (略称)冠新道図書サービスステーション	荒川区西日暮里六丁目25番14号	荒川区立日暮里図書館長

(16) 荒川区立図書館相互貸借運営要綱

平成21年9月29日決定
21荒教南図第1242号
(教 育 長 決 定)
平成29年3月26日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、荒川区立図書館館則(平成10年荒川区教育委員会規則第2号。以下「館則」という。)第2条第10号に規定する相互貸借の実施に際し、荒川区立図書館(以下「館」という。)と他の公立図書館との間における相互貸借の取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、館則に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力貸出 館が図書資料及び障がい者サービス資料を他の公立図書館等に貸し出すことをいう。
- (2) 協力借受 館が他の公立図書館等から図書資料及び障がい者サービス資料を借り受けて館の利用者に提供することをいう。
- (3) 相互貸借 協力貸出及び協力借受を総称していう。
- (4) 協力貸出先館 館が協力貸出を行う際の相手側の公立図書館等をいう。
- (5) 協力借受先館 館が協力借受を受ける際の相手側の公立図書館等をいう。
- (6) 図書資料 図書、地域及び行政資料、地図、新聞及び雑誌等をいう。
- (7) 障がい者サービス資料 視覚障がい者に対するデージー図書、録音図書及び点字図書等をいう。
- (8) 視聴覚資料 CD、カセットテープ、DVD、ビデオテープ及び映画フィルム等をいう。
- (9) 視聴覚機材 16ミリ映写機及びスクリーン等をいう。

(実施基準)

第3条 館は、この要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める規程等に基づき相互貸借を行うものとする。

- (1) 第二ブロック(文京区、北区、台東区及び荒川区をいう。以下同じ。)の区立図書館 第二ブロック図書館相互協力協定(平成6年6月15日締結)及び同雑誌の分担保存・調整協定(平成6年7月1日締結)に定めるところによる。
 - (2) 第二ブロックを除く区立図書館 23区公立図書館間相互貸借申し合わせに定めるところによる。
 - (3) 都立図書館 東京都立図書館協力貸出規程に定めるところによる。
 - (4) 多摩地域の市町村立図書館 23区と多摩地域市町村立図書館間の相互貸借申し合わせに定めるところによる。
 - (5) 前各号に掲げるもの以外の地方自治体の公立図書館 公共図書館間資料相互貸借指針(平成11年6月23日策定)に基づく協力借受先館及び協力貸出先館の規程等に定めるところによる。
 - (6) 国立国会図書館 国立国会図書館資料利用規則(平成16年国立国会図書館規則第5号)に定めるところによる。
- 2 協力借受できる資料又は協力貸出できる資料は、所蔵する図書資料及び障がい者サービス資料とし、視聴覚資料及び視聴覚機材は除くものとする。ただし、利用に制限のある資料については、館と他の公立図書館等との間で取り決めるものとする。

(障がい者サービス資料の相互貸借)

第4条 館は、図書館間相互協力の趣旨に基づき、全国の公立図書館及び点字図書館等に館所蔵の障がい者サービス資料の協力貸出をし、又は全国の公立図書館及び点字図書館等から館未所蔵の障がい者サービス資料の協力借受をすることができる。

- 2 相互貸借の期間は、貸出手続を行った日から返却されるまで2か月以内とする。この場合において、期間の延長は行わないものとする。
- 3 障がい者サービス資料の配送は、原則として書籍郵便小包により行うものとし、その経費は、法令等により無料

と定められている場合を除き、協力貸出の場合は協力貸出先館、又は協力借受の場合は協力借受を申込む館の負担とする。

- 4 相互貸借に係る障がい者サービス資料を紛失し、又は汚破損した場合は、館又は協力貸出先館は、同一又は相当の資料等をもってその補填をしなければならない。

(第二ブロックにおける相互貸借)

第5条 館は、図書館間相互協力の趣旨に基づき、第二ブロックの区立図書館に館所蔵の図書資料の協力貸出し、また、第二ブロックの区立図書館から館未所蔵の図書資料の協力借受をすることができる。ただし、発行後3か月以内の新刊図書、最新号の雑誌、コミック、参考図書等の貸出不可資料及び荒川区立中央図書館の館長(以下「中央図書館長」という。)が貸出不可と認める図書資料等については、相互貸借の対象外とする。

- 2 相互貸借の期間は、貸出手続を行った日から返却されるまで45日以内とする。この場合において、期間の延長は、行わないものとする。
- 3 第二ブロックの区立図書館は、自区の配本車を毎月1回、各区の中心館まで運行するものとする。
- 4 相互貸借に係る図書資料を紛失し、又は汚破損した場合は、館又は協力貸出先館は、同一又は相当の資料等をもってその補填をしなければならない。

(第二ブロック以外の公立図書館への協力貸出)

第6条 館は、第二ブロック以外の公立図書館等に、館所蔵の図書資料の協力貸出をすることができる。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による協力貸出(以下「ブロック外協力貸出」という。)についても適用があるものとする。
- 3 ブロック外協力貸出の期間は、貸出手続を行った日から館に返却されるまで35日以内とする。この場合において、期間の延長は、行わないものとする。
- 4 ブロック外協力貸出を行う際の図書資料の配送は、原則として書籍郵便小包により行うものとし、その経費は、協力貸出先館が貸出及び返却の往復分を負担する。ただし、法令等により無料と定められている場合又は協力車を利用して行う場合は、この限りではない。
- 5 協力貸出先館は、館の図書資料等を受け取ってから当該図書資料等の返却が館に確認されるまでの間、善良なる管理者の注意をもって図書資料等の管理を行わなければならないものとする。
- 6 協力貸出先館は、館から借り受けた図書資料を紛失し、又は汚破損した場合は、同一若しくは相当の資料等をもって館にその補填をしなければならない。

(第二ブロック以外の公立図書館からの協力借受)

第7条 館は、協力借受をしようとする図書資料が第二ブロックに未所蔵の場合は、第二ブロック以外の公立図書館から館未所蔵の図書資料の協力借受(以下「ブロック外協力借受」という。)をすることができる。この場合において、ブロック外協力借受をできる図書資料の範囲及び点数は、第3条第2号から第6号までに掲げる区分に従い、当該各号に定める規程等に定めるところによる。

- 2 館は、ブロック外協力借受をする場合は、第3条第2号から第6号までに掲げる順序で申し込むものとする。
- 3 ブロック外協力借受の期間は、協力借受先館の貸出手続が終了してから当該協力借受先館に返却されるまで、都立図書館にあっては28日以内、国立国会図書館にあっては30日以内、その他の公立図書館にあっては協力借受先館の規程等に定められた期間とする。この場合において、期間の延長は、行わないものとする。
- 4 ブロック外協力借受により借り受けた図書資料の取扱いについては、国立国会図書館に係るものにあっては館内閲覧のみとし、その他の公立図書館に係るものにあっては当該公立図書館の規程等に定めるところによる。
- 5 ブロック外協力借受により借り受けた図書資料の配送は、配本車若しくは都立協力車又は書籍郵便小包により行うものとする。
- 6 前項の規定により書籍郵便小包により図書資料の配送を受ける場合においては、その経費は、ブロック外協力借受を館に申し込んだ利用者(以下「協力借受利用者」という。)が借受及び返却の往復分を負担する。ただし、協力借受先館が、当該館の規程等によりその費用を負担する場合においては、この限りでない。
- 7 協力借受利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。
 - (1) ブロック外協力借受を受けた図書資料を受け取ってから館に返却するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、図書資料の管理を行うこと。
 - (2) ブロック外協力借受に係る図書資料については、その貸出及び返却を、館のカウンターにおいて行うこ

と。

(3) ブロック外協力借受に係る図書資料の問い合わせについては、これを申し込んだ館に行くこととし、協力借受先館に問い合わせ、又は催促をしてはならないこと。

- 8 館は、ブロック外協力借受により借り受けた図書資料を受け取ってから協力借受先館が当該図書資料の返却を確認するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、図書資料の管理を行わなければならない。
- 9 協力借受利用者は、ブロック外協力借受を受けた図書資料を紛失し、又は汚破損した場合は、同一又は相当の資料等をもって館にその補填をしなければならないものとし、館はこれを協力借受先館に返納するものとする。
- 10 館は、協力借受利用者がブロック外協力借受を受けた図書資料を紛失し、又は汚破損した場合において、当該協力借受利用者による前項の補填が困難となった場合は、館の責任においてこれに対処しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、中央図書館長が定める。

附則(略)

(17) 荒川区立図書館障がい者サービス事業実施要綱

平成20年10月31日制定
20荒教南図第353号
(教育長決定)
平成29年3月26日一部改正
令和3年7月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体の障がい等により荒川区立図書館（以下「図書館」という。）の利用が困難な者及び出版物の通常の形態での利用が困難な者に対して図書館が提供する障がい者サービス事業（以下「障がい者サービス事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容等)

第2条 障がい者サービス事業の名称、利用対象者、内容等は、別表に定めるとおりとする。

(利用申請)

第3条 障がい者サービス事業を利用しようとする者は、障がい者サービス事業利用申込書（様式1）により図書館の館長に申し込むものとする。

2 第1項の規定により申請をしようとする者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第2条7項に規定する個人番号カードをいう。）、運転免許証、旅券等で申請をしようとする者本人であることを明らかにすることができる書類を提出し、又は掲示しなければならない。

3 図書館の館長は、前項の申込みを適当と認めたときは、当該申込みに係る障がい者サービス事業を速やかに提供する。

(費用)

第4条 障がい者サービス事業の利用に係る費用は、無料とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、中央図書館の館長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

2 荒川区立図書館家庭配本実施要綱（昭和57年4月1日付け）、荒川区立図書館対面音訳実施要綱（平成14年3月14日付け13荒教南図発第161号）及び荒川区立図書館視覚障害者用録音物等郵送貸出要綱（平成15年3月25日付け14荒教南図発第157号）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際、前項の規定による廃止前の荒川区立図書館家庭配本実施要綱又は荒川区立図書館視覚障害者用録音物等郵送貸出要綱の規定により資料の貸出しを受けている者は、この要綱の施行の日において、別表に規定する図書館資料の郵送サービス又は図書館資料の宅配サービスを受けているものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	利用対象者	内容	貸出期間等	その他
録音図書、点訳図書等(以下「サービス用資料」という。)の貸出し	1 視覚障がい者 2 身体等が不自由なため、出版物の通常の形態での利用が困難な者	利用者からの要望に応じ、サービス用資料を貸し出す事業	貸出期間は、1か月以内とする。	
対面音訳	1 視覚障がい者 2 その他図書館の館長が認めた者	図書館が所蔵する資料又は利用者が持参した資料を、図書館の職員又は音訳奉仕者が音訳する事業	音訳の利用時間は、9時30分から17時までの間において利用者が希望する時間（2時間を限度とする。）とする。	
図書館資料の郵送サービス	1 視覚障がい者 2 その他図書館の館長が認めた者	利用者から口頭、電話又はFAXにより申込みを受け、郵送により図書館資料を届ける事業	貸出期間は、1か月以内とする。	資料の返却は、原則として、郵送で行うものとする。
図書館資料の宅配サービス	身体等が不自由なため、図書館への来館が困難な者	利用者から口頭、電話又はFAXにより申込みを受け、宅配により図書館資料を届ける事業	配送の時間帯は、9時30分から17時までとし、貸出期間は、1か月以内とする。また、1回当たりの重さは、3kgを限度とする。	資料の返却は、原則として、図書館の職員が直接受け取りに行くものとする。
機器等の貸出し	1 視覚障がい者 2 身体等が不自由なため、出版物の通常の形態での利用が困難な者	サービス用資料を利用するために必要となる機器等を貸し出す事業	貸出期間は、1か月以内とする。	

備考

- すべての障がい者サービス事業における利用対象者は、区内に住所を有する者であることを要件とする。
- 上記の表及び備考1の規定にかかわらず、図書館の館長が特に必要と認めた者については、障がい者サービス事業の利用対象者とすることができるものとする。

(様式1)

障がい者サービス利用申込書

☐ 新規 ☐ 再発行 ☐ 変更			利用者番号												
ふりがな											生 年 月 日				
氏名											1.明 2.大 3.昭 4.平 年 月 日				
住所	〒 ー 荒川区 丁目 番 号 方														
電話	1. 自宅 2. 携帯 3. 呼出 ー ー					学校名 学年		学校 年							
希望内容	提供方法 来館 ・ 宅配 ・ 郵送 点字の読み 読める ・ 読めない														
登録年月日	年 月 日			該当事項		視覚・聴覚・肢体・内部・寝たきり・その他									

荒川区立図書館

(18) 荒川区立図書館点訳奉仕者及び音訳奉仕者設置要綱

平成20年10月31日制定
20荒教南図発第353号
(教 育 長 決 定)
平成29年3月26日一部改正

(設置)

第1 障がい等の理由により、出版物の通常の形態での利用が困難な者(以下「利用困難者」という。)に対する図書館サービスの向上を図るため、荒川区立中央図書館(以下「中央図書館」という。)に、点訳奉仕者及び音訳奉仕者を置く。

(業務)

第2条 点訳奉仕者及び音訳奉仕者(以下「奉仕者」という。)は、図書館から依頼を受けた資料の点訳、音訳等を行い、利用困難者の利用が可能な形態に資料を変換するものとする。

2 前項に規定する業務のほか、音訳奉仕者は、図書館からの依頼に基づき、対面音訳を行うものとする。

(登録の申出)

第3条 奉仕者になろうとする者は、中央図書館長(以下「館長」という。)にその旨の申出を行うものとする。

2 館長は、前項の申出を行った者については、図書館が主催する奉仕者養成講座を受講させることとし、当該講座の受講した者のうちから適当と認めた者を、奉仕者として登録するものとする。ただし、館長が特に認める者については、当該講座を受講していない場合であっても、奉仕者として登録することができる。

(録音室の利用等)

第4条 奉仕者は、第2条の業務の実施に当たっては、図書館の録音室及び対面音訳室並びに当該業務を実施するために必要な録音機器等を使用することができる。

(経費の支弁)

第5条 奉仕者に対しては、第2条の業務の実施に当たり必要となる費用の一部を支出することができる。

(登録の取消し)

第6条 館長は、奉仕者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 辞退の申し出があったとき。
- (2) 奉仕者として不適当と認めたとき。

(研修会の実施等)

第7条 課長は、奉仕者の確保及び養成に資するため、研修会及び講習会並びに利用困難者との懇談会等を開催するものとする。

2 奉仕者は、図書館との連絡を緊密にするほか、前項の研修会等に参加すること等により、技術の向上に努めるものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、課長が別に定める。

附則(略)

(19)「読書を愛するまち・あらかわ」宣言

平成30年5月27日
荒川区

読書は「心の栄養」です。

読書を通じて、言葉を学び、考える力を身につけ、感性を磨き、想像力を豊かにし、人生を自ら切り拓いていく力を育みます。

読書は「夢のタイムマシーン」です。

読書を通じて、あらゆる時代の人々の多様な生き方を知り、文明の歩みを知り、宇宙の広さ、未来の世界を知ります。

読書は「魔法の磁石」です。

読書を通じて、人とつながり、地域とつながり、世界中の人々の喜び、悲しみ、苦しみ、希望とつながります。

荒川区は、読書を心から愛し、読書の素晴らしさを未来社会の創造者であり守護者でもある子ども達に伝え続けるため、次のことを誓い、ここに「読書を愛するまち・あらかわ」を宣言します。

- 一 絵本の読み聞かせをはじめとする子どもの読書活動を推進します。
- 一 若者から高齢者まで生涯にわたる読書活動をサポートします。
- 一 本と人を結び、人と人がふれあう創造性豊かなコミュニティを醸成します。
- 一 図書館を文化活動の拠点とし、多彩な事業を展開します。
- 一 ゆいの森あらかわを中心に、地域図書館、学校図書館、街なか図書館が連携し、本が身近にあるまちづくりを進めます。

起草委員会委員長 柳田 邦男
副委員長 小林 敦子
委員 錢谷 眞美
山崎 一穎
藁谷 友紀